

改正船員職業安定法（求人不受理）について

2022年（令和4年）4月1日から、改正船員職業安定法や関連する政省令・指針が施行され、職業紹介事業者は、**一定の労働関係法令違反のある求人者などからの求人の申込みを受理しないことが可能**となります。

このリーフレットでは、**船舶所有者の皆さまが、求人を申し込む際に留意していただきたい点**をお知らせします。

職業紹介事業者は、原則として、全ての求人の申込みを受理しなければならないとされていますが、以下のいずれかに該当する場合には、申込みを受理しないことができます。（新たに④～⑥の要件が追加されました。）

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ④ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ⑤ **暴力団など（※）による求人**
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者 など
- ⑥ **職業紹介事業者からの自己申告の求めに応じなかった求人者による求人**



- 職業紹介事業者は、求人の申込みが上記①～⑥に該当するか否か、求人者に自己申告を求めることとされており、船員職業安定法では、求人者は、その求めがあつたときは、正当な理由がない限り、応じなければならないとされています。
- また、職業紹介事業者は、求人の申込みが上記①～⑥に該当することを知った場合には、その申込みを受理しないことが望ましいとされています。



- 正当な理由なく、自己申告の求めに応じなかった場合は、求人の申込みが受理されないことになりますので、**必ず自己申告にご協力ください。**
- 自己申告の際、事実に相違する報告をした場合には、地方運輸局等による勧告や公表などの対象となる可能性があるため、**正しい内容の自己申告をお願いします。**

【参考:船員職業安定法】

第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する求人又は求職の申込みは受理しないことができる。

一～六（上記①～⑥のとおりであるため省略）

2 地方運輸局長は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。

3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。



以下に該当する場合には、求人の申込みが受理されません

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法、船員法、最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上 同一の対象条項 違反により 是正指導 を受けた場合	法違反の是正後 6か月経過するまで
	対象条項 違反により 送検され、公表 された場合	送検された日から 1年経過するまで
船員職業安定法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法に関する規定	対象条項に 違反し 是正を求める勧告に従わず 公表 された場合	法違反の是正後 6か月経過するまで

違反した場合に不受理の対象となる規定

法律	対象条項
労働基準法	＜男女同一賃金＞第4条、 ＜強制労働の禁止＞第5条（船員職業安定法第89条第1項の規定により適用される場合を含む。）
船員法	＜雇入契約の締結前の書面の交付等＞第32条 ＜雇入契約の成立時の書面の交付等＞第36条第1項・第2項 ＜送還＞第47条第1項・第4号（第41条第1項第2号の規定に係る部分に限る） ＜賃金＞第53条第1項・第2項、第66条（第88条の2の2第4項・第5項において読み替えて準用する場合、第88条の3第4項において準用する場合を含む） ＜労働時間＞第62条第1項（第88条の3第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む）、第65条の2第3項（同法第88条の2の2第5項において準用する場合を含む） ＜休憩、休日、有給休暇＞第65条の3第1項・第2項、第74条第1項・第2項、第78条 ＜記録簿の備置等＞第67条第1項、＜労務管理責任者＞第67条の2第1項、 ＜定員＞第69条、＜年少船員の保護＞第85条第1項・第2項、第86条第1項 ＜妊産婦の保護＞第87条、第88条、第88条の2の2第1項、第88条の3第1項、第88条の4第1項 ※これらの規定が船員職業安定法第89条第1項・第2項・第5項・第6項、第92条第1項、第4条第1項、第6条の規定により適用される場合を含む
最低賃金法	＜最低賃金＞第4条第1項
船員職業安定法	＜処分、公表が行われた事業者＞第15条第3項（第42条第1項において準用する場合を含む） ＜労働条件等の明示＞第16条第1項（※1）・第2項（第42条第1項（※1）、第48条第1項（※2）、第52条（※3）において読み替えて準用する） ＜委託募集＞第44条第1項 ＜船員募集に係る報酬受領・供与等の禁止＞第45条（船舶所有者に係る部分に限る）、第46条 ＜職業紹介における個人情報保護及び争議行為に対する不介入＞第19条（※2）、第21条（※2） ＜秘密を守る義務＞第104条（※3） ※1:求人者に係る部分に限る ※2:船員の募集を行う者が、船舶所有者である場合に限る ※3:船員労務供給を受けようとする者に係る部分に限る
労働施策総合推進法	＜雇用管理上の措置等＞第30条の2第1項・第2項（第30条の5第2項、第30条の6第2項において準用する場合を含む）
男女雇用機会均等法	＜性別を理由とする差別の禁止＞第5条、第6条、第7条 ＜出産等を理由とする不利益取扱いの禁止＞第9条第1項～第3項、第11項の2第1項 ＜性的な言動に起因する問題の措置等＞第11条第1項・第2項（第11条の3第2項、第17条第2項、第18条第2項において準用する場合を含む） ＜妊娠、出産等に起因する問題の措置等＞第11条の3第1項 ＜妊娠中、出産後の健康管理措置＞第12条、第13条第1項
育児・介護休業法	＜育児・介護休業等の申し出があった場合の義務、不利益取扱いの禁止＞第6条第1項、第10条（第16条、第16条の4、第16条の7において準用する場合を含む）、第12条第1項、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第20条の2、第21条第2項、第23条第1項～第3項、第23条の2、第25条第1項・第2項（第52条の4第2項、第52条の5第2項において準用する場合を含む） ＜所定外労働等の制限＞第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第26条 ※これらの規定が船員職業安定法第91条の2の規定により適用される場合を含む